

<<定例記者会見次第>>

令和8年8月25日（火）
午前10時00分～
議会全員協議会室

●発表事項

1. 令和8年小田原市議会9月定例会議案 (資料1)
2. 令和8年度9月補正予算（案） (資料2)
3. 環境再生プロジェクトについて (資料3)
4. その他

（事務担当） 広報広聴室広報係 TEL33-1261

令和 8 年小田原市議会 9 月定例会提出議案件数

【令和 8 年 8 月 25 日現在】（令和 8 年 9 月 1 日提出）

区 分		件 数	内 容
初日報告	専決処分の報告	6 件	条例一部改正 2 件 ・認可地縁団体印鑑条例 ・水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例及び病院事業の設置等に関する条例（一部改正 2 件） 事故賠償 4 件 ・事故賠償（農政課） ※道路管理瑕疵 ・事故賠償（道水路整備課） ※河川管理瑕疵 ・事故賠償（みどり公園課） ※施設管理瑕疵 ・事故賠償（経営管理課） ※医療事故
	小 計	6 件	
初日承認	専決処分の承認	1 件	・令和 8 年度天守閣事業特別会計補正予算
	小 計	1 件	
常任委員会付託	補 正 予 算	6 件	・令和 8 年度一般会計 ・令和 8 年度競輪事業特別会計 ・令和 8 年度天守閣事業特別会計 ・令和 8 年度介護保険事業特別会計 ・令和 8 年度広域消防事業特別会計 ・令和 8 年度病院事業会計
	条 例 議 案	13 件	一部改正 13 件 ・行政手続条例 ・職員定数条例 ・市税条例 ・地域センター条例 ・生きがいふれあいセンター条例 ・保健センター条例 ・梅の里センター条例 ・生涯学習センター条例 ・尊徳記念館条例 ・文学館条例 ・郷土文化館条例 ・体育施設条例 ・病院事業の料金等に関する条例
	小 計	19 件	
合 計		26 件	

【令和 8 年 8 月 2 5 日現在】（令和 8 年 9 月 2 4 日提出）

区 分		件 数	内 容
追 加 即 決	人 事 案	4 件	同意案 3 件 ・公平委員会委員の選任 ・教育長の任命 ・教育委員会委員の任命 意見案 1 件 ・人権擁護委員の推薦
合 計		4 件	

令和 8 年小田原市議会 9 月定例会提出議案一覧表

【議案発送 令和 8 年 8 月 25 日】（令和 8 年 9 月 1 日提出）

- 報告第 2 1 号 専決処分の報告について（小田原市認可地縁団体印鑑条例の一部を改正する条例）
- 報告第 2 2 号 専決処分の報告について（小田原市水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例及び小田原市病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例）
- 報告第 2 3 号 専決処分の報告について（事故賠償）
- 報告第 2 4 号 専決処分の報告について（事故賠償）
- 報告第 2 5 号 専決処分の報告について（事故賠償）
- 報告第 2 6 号 専決処分の報告について（事故賠償）
- 議案第 6 4 号 専決処分の承認について（令和 8 年度小田原城天守閣事業特別会計補正予算）
- 議案第 6 5 号 令和 8 年度小田原市一般会計補正予算
- 議案第 6 6 号 令和 8 年度小田原市競輪事業特別会計補正予算
- 議案第 6 7 号 令和 8 年度小田原城天守閣事業特別会計補正予算
- 議案第 6 8 号 令和 8 年度小田原市介護保険事業特別会計補正予算
- 議案第 6 9 号 令和 8 年度小田原市広域消防事業特別会計補正予算
- 議案第 7 0 号 令和 8 年度小田原市病院事業会計補正予算
- 議案第 7 1 号 小田原市行政手続条例の一部を改正する条例
- 議案第 7 2 号 小田原市職員定数条例の一部を改正する条例
- 議案第 7 3 号 小田原市市税条例の一部を改正する条例
- 議案第 7 4 号 小田原市地域センター条例の一部を改正する条例
- 議案第 7 5 号 小田原市生きがいふれあいセンター条例の一部を改正する条例
- 議案第 7 6 号 小田原市保健センター条例の一部を改正する条例
- 議案第 7 7 号 小田原市梅の里センター条例の一部を改正する条例
- 議案第 7 8 号 小田原市生涯学習センター条例の一部を改正する条例
- 議案第 7 9 号 小田原市尊徳記念館条例の一部を改正する条例
- 議案第 8 0 号 小田原文学館条例の一部を改正する条例
- 議案第 8 1 号 小田原市郷土文化館条例の一部を改正する条例
- 議案第 8 2 号 小田原市体育施設条例の一部を改正する条例
- 議案第 8 3 号 小田原市病院事業の料金等に関する条例の一部を改正する条例

提出議案 概要（専決処分の報告）

【令和 8 年 8 月 25 日現在】（令和 8 年 9 月 1 日提出）

報告第 21 号 専決処分の報告について（小田原市認可地縁団体印鑑条例の一部を改正する条例）

専決処分年月日 令和 8 年 8 月 14 日

〔改正理由〕

地方自治法施行規則の一部改正に伴い、同令の用語を引用する規定の整理を行うため改正する。

〔内 容〕

地方自治法施行規則が一部改正され、地縁による団体を認可した場合の告示内容に係る規定が整理されることに伴い、本市における代理人による申請に係る規定について所要の整備を行うこととする。（第 12 条関係）

〔適用〕

令和 8 年 10 月 1 日

報告第 22 号 専決処分の報告について（小田原市水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例及び小田原市病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例）

専決処分年月日 令和 8 年 8 月 14 日

〔改正理由〕

地方自治法の一部改正に伴い、同法の条項を引用する規定の整理を行うため改正する。

〔内 容〕

地方自治法の条項に移動が生ずることに伴い、次の条例について、当該移動が生ずる条項を引用する規定を整備することとする。

- （1）小田原市水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例（第 7 条関係）
- （2）小田原市病院事業の設置等に関する条例（第 7 条関係）

〔適用〕

令和 8 年 9 月 24 日

報告第 23 号 専決処分の報告について（事故賠償）
道路管理瑕疵による車両事故の賠償

専決処分年月日 令和 8 年 7 月 1 日

損害賠償額 59,862 円（市の過失割合：10 割）

相手方 市外在住者

事故の概要 令和 7 年 4 月 15 日午後 4 時頃、相手方車両が市内沼代 1026 番付近の広域農道小田原中井線を走行していたところ、道路上に垂れ下がった植物の蔓に接触し、車両の左サイドミラ

一が破損した。

報告第24号 専決処分の報告について（事故賠償）

河川管理瑕疵による事故の賠償

専決処分年月日 令和8年7月10日
損害賠償額 68,200円（市の過失割合：10割）
相手方 市内在住者
事故の概要 令和6年12月1日午後11時頃、市内曾我別所地内において、準用河川剣沢川用地内の樹木の枝が強風により折れ、隣接する相手方所有の倉庫の屋根に落下し、これを破損させた。

報告第25号 専決処分の報告について（事故賠償）

施設管理瑕疵による事故の賠償

専決処分年月日 令和8年7月31日
損害賠償額 104,500円（市の過失割合：10割）
相手方 市内在住者
事故の概要 令和8年5月、市内城山二丁目967番1付近の城山公園内の樹木が強風により倒れ、隣接する相手方所有のフェンスに接触し、これを破損させた。

報告第26号 専決処分の報告について（事故賠償）

医療事故による損害賠償の額の決定

専決処分年月日 令和8年8月10日
損害賠償額 3,076,275円（市の過失割合：10割）
相手方 患児の父
患児の母
患児
事故の概要 令和5年に小田原市立病院（現小田原市立総合医療センター）において、熱性痙攣のため救急搬送されてきた小児患者に点滴治療を開始したところ、血管外漏出を生じ、点滴刺入部に腫脹と水疱を発生し、その周囲が皮膚壊死に至り、痕が残った。

提出議案 概要（専決処分の承認）

【令和 8 年 8 月 25 日現在】（令和 8 年 9 月 1 日提出）

議案第 64 号 専決処分の承認について（令和 8 年度小田原城天守閣事業特別会計補正予算）

専決処分年月日 令和 8 年 8 月 12 日

〔提案理由〕

小田原城天守閣事業特別会計において、令和 8 年 7 月 28 日に発生した令和 8 年熊本地震により、甚大な被害を受けた被災者を支援するため専決処分したので、議会の承認を得るため提案する。

提出議案 概要（補正予算）

【令和 8 年 8 月 25 日現在】（令和 8 年 9 月 1 日提出）

【以下の 6 件については、財政課の資料を参照してください】

- 議案第 65 号 令和 8 年度小田原市一般会計補正予算
- 議案第 66 号 令和 8 年度小田原市競輪事業特別会計補正予算
- 議案第 67 号 令和 8 年度小田原城天守閣事業特別会計補正予算
- 議案第 68 号 令和 8 年度小田原市介護保険事業特別会計補正予算
- 議案第 69 号 令和 8 年度小田原市広域消防事業特別会計補正予算
- 議案第 70 号 令和 8 年度小田原市病院事業会計補正予算

提出議案 概要（条例議案）

【令和 8 年 8 月 25 日現在】（令和 8 年 9 月 1 日提出）

議案第 71 号

小田原市行政手続条例の一部を改正する条例

〔改正理由〕

行政手続法が一部改正され、公示による聴聞及び弁明の機会の付与の通知の方法が見直されたことに伴い、本市の条例に基づくこれらの通知の方法についてこれに応じた措置を講ずるため改正する。

〔内 容〕

1 公示による聴聞の通知の方法の見直し（第 15 条関係）

公示による聴聞の通知は、不利益処分の名宛人となるべき者の氏名、聴聞の期日及び場所並びに聴聞に関する事務を所掌する組織の名称及び所在地に関する事項並びに行政庁がこれらの事項を記載した書面をいつでもその者に交付する旨（以下「公示事項」という。）を規則で定める方法により不特定多数の者が閲覧することができる状態に置くとともに、公示事項が記載された書面を当該行政庁の事務所の掲示場に掲示し、又は公示事項を当該事務所に設置した電子計算機の映像面に表示したものの閲覧をすることができる状態に置く措置をとることによって行うこととする。

2 公示による弁明の機会の付与の通知の方法の見直し（第 29 条関係）

公示による弁明の機会の付与の通知についても、1 と同様の方法により行うこととする。

3 その他

規定を整備することとする。

〔適用〕

公布の日以後に公示される通知について適用

議案第 72 号

小田原市職員定数条例の一部を改正する条例

〔改正理由〕

消防体制について必要な人員数の確保を図る観点から消防職員を増員するため改正する。

〔内 容〕

職員定数を次のように変更することとする。（別表関係）

区 分	改 正 後	改 正 前
消 防 職 員	4 0 0 人	3 7 5 人

* 総定数 2, 384 人（現行 2, 359 人）

〔適用〕

令和 9 年 4 月 1 日

議案第 73 号

小田原市市税条例の一部を改正する条例

[改正理由]

地方税法が一部改正され、特定再生可能エネルギー発電設備に係る固定資産税の課税標準の特例措置が見直されたことに伴い、本市の固定資産税についてこれに応じた措置を講ずる等のため改正する。

[内 容]

1 特定再生可能エネルギー発電設備に係る固定資産税の課税標準の特例割合（附則第 5 項関係）

令和 8 年 4 月 1 日から令和 11 年 3 月 31 日までの間に新たに取得された特定再生可能エネルギー発電設備に係る固定資産税の課税標準の特例措置について、当該設備の区分に応じ課税標準となるべき価格に乗ずる割合を次のとおり定めることとする。

(1) 太陽光発電設備（ペロブスカイト太陽電池を使用した一定の設備に限

る。）、出力 5,000 キロワット未満の特定水力発電設備、出力 1,000 キロワット以上の特定地熱発電設備及び出力 1 万キロワット未満のバイオマス発電設備（認定発電設備であるものに限る。）に係る固定資産税の特例割合 3 分の 1

(2) 特定風力発電設備（海洋再生可能エネルギー発電設備の整備に関する法律に規定する認定公募占用計画において設置する旨が記載された設備に限る。）に係る固定資産税の特例割合 2 分の 1

(3) 特定風力発電設備であって次のいずれかに該当するもの及び出力 1,000 キロワット未満の特定地熱発電設備に係る固定資産税の特例割合 2 分の 1

ア 港湾法の占用の許可を受けた者が、当該占用の許可に係る同法に規定する港湾区域内水域等において設置した設備

イ 地球温暖化対策の推進に関する法律に規定する認定地域脱炭素化促進事業計画において整備する旨が記載された設備

ウ 農林漁業の健全な発展と調和のとれた再生可能エネルギー電気の発電の促進に関する法律に規定する認定設備整備計画において整備する旨が記載された設備

(4) 出力 5,000 キロワット以上の特定水力発電設備 12 分の 7

2 地方税法の一部改正に伴う規定の整備（附則第 5 項関係）

地方税法の条項に移動が生じたことに伴い、当該移動が生じた条項を引用する規定を整備することとする。

[適用]

1 特定再生可能エネルギー発電設備に係る固定資産税の課税標準の特例割合

令和 9 年度以後の年度分の固定資産税について適用

2 地方税法の一部改正に伴う規定の整備

公布の日

議案第 7 4 号

小田原市地域センター条例の一部を改正する条例

[改正理由]

受益と負担の適正化の観点から地域センターの使用料の額を引き上げるため改正する。

[内 容]

1 使用料の額の引上げ（別表関係）

施設の使用料の額を次のように引き上げることとする。

（ ）内の数字は、現行の金額

区 分			午前 9 時 ～正午	午後 1 時 ～午後 5 時	午後 6 時 ～午後 9 時 3 0 分	午前 9 時 ～午後 5 時	午後 1 時 ～午後 9 時 3 0 分	午前 9 時 ～午後 9 時 3 0 分
川 東 タ ウ ン セ ン タ ー マ ロ ニ エ			円	円	円	円	円	円
	集会室 1 0 1		450 (400)	600 (500)	600 (500)	1,200 (900)	1,300 (1,000)	1,900 (1,400)
	集会室 2 0 1		950 (800)	1,300 (1,100)	1,300 (1,100)	2,600 (1,900)	2,900 (2,200)	4,200 (3,000)
	集会室 2 0 2		2,100 (1,800)	2,800 (2,400)	2,800 (2,400)	5,700 (4,200)	6,400 (4,800)	9,300 (6,600)
	集会室 2 0 3		1,000 (900)	1,400 (1,200)	1,400 (1,200)	2,800 (2,100)	3,200 (2,400)	4,600 (3,300)
	集会室 2 0 4		600 (500)	700 (600)	700 (600)	1,500 (1,100)	1,600 (1,200)	2,400 (1,700)
	集会室 2 0 5		1,000 (900)	1,400 (1,200)	1,400 (1,200)	2,800 (2,100)	3,200 (2,400)	4,600 (3,300)
	集会室 2 0 6		450 (400)	600 (500)	600 (500)	1,200 (900)	1,300 (1,000)	1,900 (1,400)
	集会室 3 0 1		2,700 (2,300)	3,700 (3,100)	3,700 (3,100)	7,400 (5,400)	8,300 (6,200)	12,000 (8,500)
	食の創作室		1,900 (1,600)	2,600 (2,200)	2,600 (2,200)	5,200 (3,800)	5,900 (4,400)	8,500 (6,000)
	美の創作室		1,900 (1,600)	2,500 (2,100)	2,500 (2,100)	5,000 (3,700)	5,600 (4,200)	8,200 (5,800)
	音の創作室 1		1,000 (900)	1,300 (1,100)	1,300 (1,100)	2,700 (2,000)	2,900 (2,200)	4,400 (3,100)
	音の創作室 2		450 (400)	600 (500)	600 (500)	1,200 (900)	1,300 (1,000)	1,900 (1,400)
	和の部屋 1		800 (700)	1,000 (900)	1,000 (900)	2,200 (1,600)	2,400 (1,800)	3,500 (2,500)
	和の部屋 2		600 (500)	700 (600)	700 (600)	1,500 (1,100)	1,600 (1,200)	2,400 (1,700)
マ ロ ニ エ	体育 室と して 使用	3分の1面	1時間につき 6 0 0 円 (5 0 0)					
		2分の1面	1時間につき 9 0 0 円 (8 0 0)					
		3分の2面	1時間につき 1, 2 0 0 円 (1, 0 0 0)					

	ホール	する 場合	全面	1時間につき1， 800円（1， 500）				
		上記以外の場合		10,800 (9,000)	14,400 (12,000)	14,400 (12,000)	28,800 (21,000)	32,400 (24,000)
	ふれあい広場			1平方メートル1日につき4． 75円（4）				
城北 タウン センタ ーい ずみ	集会室201		800 (700)	1,000 (900)	1,000 (900)	2,200 (1,600)	2,400 (1,800)	3,500 (2,500)
	集会室301		800 (700)	1,000 (900)	1,000 (900)	2,200 (1,600)	2,400 (1,800)	3,500 (2,500)
	集会室302		800 (700)	1,000 (900)	1,000 (900)	2,200 (1,600)	2,400 (1,800)	3,500 (2,500)
	い ず み ホ ー ル	3分の1室	800 (700)	1,000 (900)	1,000 (900)	2,200 (1,600)	2,400 (1,800)	3,500 (2,500)
		3分の2室	1,600 (1,400)	2,000 (1,800)	2,000 (1,800)	4,400 (3,200)	4,800 (3,600)	7,000 (5,000)
		全室	2,400 (2,100)	3,000 (2,700)	3,000 (2,700)	6,600 (4,800)	7,200 (5,400)	10,500 (7,500)
橘 タ ウ ン セ ン タ ー こ ゆ る ぎ	集会室		700 (600)	950 (800)	950 (800)	1,900 (1,400)	2,100 (1,600)	3,100 (2,200)
	こ ゆ る ぎ ホ ー ル	A	1,000 (900)	1,400 (1,200)	1,400 (1,200)	2,800 (2,100)	3,200 (2,400)	4,600 (3,300)
		B	700 (600)	800 (700)	800 (700)	1,800 (1,300)	1,800 (1,400)	2,800 (2,000)
		C	700 (600)	950 (800)	950 (800)	1,900 (1,400)	2,100 (1,600)	3,100 (2,200)

2 その他

規定を整備することとする。

[適用]

令和9年4月1日以後の施設の使用に係る使用料について適用

議案第75号

小田原市生きがいふれあいセンター条例の一部を改正する条例

[改正理由]

受益と負担の適正化の観点から生きがいふれあいセンターの使用料の額を引き上げるため改正する。

[内容]

施設の使用料の額を次のように引き上げることとする。(別表関係)

() 内の数字は、現行の金額

区 分	午前9時 ～正午	午後1時 ～午後3 時	午後3時 ～午後5 時	午後6時 ～午後9 時30分	午前9時 ～午後5 時	午後1時 ～午後9 時30分	午前9時 ～午後9 時30分
工芸室	円 1,000 (900)	円 650 (550)	円 650 (550)	円 1,200 (1,000)	円 2,600 (2,200)	円 2,800 (2,400)	円 4,200 (3,500)

炉室		250 (200)	200 (150)	200 (150)	250 (200)	600 (500)	600 (500)	800 (700)
第1 技能訓練室		2,000 (1,700)	1,300 (1,100)	1,300 (1,100)	2,400 (2,000)	5,200 (4,400)	5,600 (4,700)	8,200 (6,900)
第2 技能訓練室		800 (700)	500 (450)	500 (450)	950 (800)	2,100 (1,800)	2,200 (1,900)	3,300 (2,800)
第3 技能訓練室		800 (700)	500 (450)	500 (450)	950 (800)	2,100 (1,800)	2,200 (1,900)	3,300 (2,800)
体育室		2,200 (1,900)	1,500 (1,250)	1,500 (1,250)	2,600 (2,200)	5,800 (4,900)	6,200 (5,200)	9,100 (7,600)
トレーニング ルーム		1,000 (900)	650 (550)	650 (550)	1,200 (1,000)	2,600 (2,200)	2,800 (2,400)	4,200 (3,500)
第1 講習室		1,200 (1,000)	800 (700)	800 (700)	1,400 (1,200)	3,200 (2,700)	3,400 (2,900)	5,000 (4,200)
第2 講習室		600 (500)	400 (350)	400 (350)	700 (600)	1,600 (1,400)	1,800 (1,500)	2,500 (2,100)
第3 講習室		600 (500)	400 (350)	400 (350)	700 (600)	1,600 (1,400)	1,800 (1,500)	2,500 (2,100)
第4 講習室		600 (500)	400 (350)	400 (350)	700 (600)	1,600 (1,400)	1,800 (1,500)	2,500 (2,100)
会議室		1,200 (1,000)	800 (700)	800 (700)	1,400 (1,200)	3,200 (2,700)	3,400 (2,900)	5,000 (4,200)
和室	2室に仕 切って使 用する場 合（1室 につき）	600 (500)	350 (300)	350 (300)	600 (500)	1,300 (1,100)	1,400 (1,200)	2,100 (1,800)
	上記以外 の場合	1,200 (1,000)	700 (600)	700 (600)	1,200 (1,000)	2,600 (2,200)	2,800 (2,400)	4,200 (3,600)
茶室		450 (400)	300 (250)	300 (250)	450 (400)	1,000 (900)	1,200 (1,000)	1,600 (1,400)

[適用]

令和9年4月1日以後の施設の使用に係る使用料について適用

議案第76号

小田原市保健センター条例の一部を改正する条例

[改正理由]

受益と負担の適正化の観点から保健センターの使用料の額を引き上げるため改正する。

[内 容]

利用施設の使用料の額を次のように引き上げることとする。（別表関係）

（ ）内の数字は、現行の金額

区 分	午前9時 ～正午	午後1時 ～午後5 時	午後6時 ～午後9 時30分	午前9時 ～午後5 時	午後1時 ～午後9 時30分	午前9時 ～午後9 時30分
-----	-------------	-------------------	----------------------	-------------------	----------------------	----------------------

		円	円	円	円	円	円
会議室		1,000 (900)	1,300 (1,100)	1,200 (1,000)	2,600 (2,200)	2,800 (2,400)	4,200 (3,500)
和室		600 (500)	800 (700)	700 (600)	1,600 (1,400)	1,800 (1,500)	2,500 (2,100)
調理実習室		1,000 (900)	1,300 (1,100)	1,200 (1,000)	2,600 (2,200)	2,800 (2,400)	4,200 (3,500)
託児室		450 (400)	600 (500)	450 (400)	1,000 (900)	1,200 (1,000)	1,600 (1,400)
集団 検診 ・予 防接 種室	2室に仕 切って使 用する場 合（1室 につき）	1,200 (1,000)	1,600 (1,400)	1,400 (1,200)	3,200 (2,700)	3,400 (2,900)	5,000 (4,200)
	上記以外 の場合	2,400 (2,000)	3,200 (2,800)	2,800 (2,400)	6,400 (5,400)	6,800 (5,800)	10,000 (8,400)
大会 議室	2室に仕 切って使 用する場 合（1室 につき）	800 (700)	1,000 (900)	950 (800)	2,100 (1,800)	2,200 (1,900)	3,300 (2,800)
	上記以外 の場合	1,600 (1,400)	2,000 (1,800)	1,900 (1,600)	4,200 (3,600)	4,400 (3,800)	6,600 (5,600)
大研修室		3,900 (3,300)	5,200 (4,400)	4,600 (3,900)	10,500 (8,800)	11,200 (9,400)	16,500 (13,800)

〔適用〕

令和9年4月1日以後の利用施設の使用に係る使用料について適用

議案第77号

小田原市梅の里センター条例の一部を改正する条例

〔改正理由〕

受益と負担の適正化の観点から梅の里センターの利用料金の上限額を引き上げるため改正する。

〔内 容〕

施設の利用料金の上限額を次のように引き上げることとする。（別表関係）

（ ）内の数字は、現行の金額

区 分			午前9時 ～正午	午後1時 ～午後5 時	午後6時 ～午後9 時30分	午前9時 ～午後5 時	午後1時 ～午後9 時30分	午前9時 ～午後9 時30分
梅 の 里 セ	会議室	A室	円 450 (410)	円 600 (510)	円 600 (510)	円 1,200 (1,030)	円 1,300 (1,150)	円 1,800 (1,560)
		B室	600 (510)	700 (620)	700 (620)	1,600 (1,350)	1,600 (1,350)	2,200 (1,880)
	和室		600 (510)	700 (620)	700 (620)	1,500 (1,250)	1,500 (1,250)	2,100 (1,770)

ンター	体験加工室		1,600 (1,350)	2,100 (1,770)	1,800 (1,560)	4,300 (3,660)	4,600 (3,870)	6,900 (5,750)
	大会議室		3,100 (2,610)	4,300 (3,660)	3,700 (3,130)	8,100 (6,800)	8,600 (7,220)	12,500 (10,470)
曾我みのり館	ホール	A室	850 (730)	1,100 (980)	950 (830)	2,300 (1,930)	2,400 (2,030)	3,600 (3,030)
		B室	550 (460)	700 (620)	650 (570)	1,500 (1,250)	1,600 (1,350)	2,300 (1,980)
	会議室		400 (360)	550 (460)	450 (410)	1,100 (930)	1,100 (980)	1,700 (1,460)
	調理実習室		300 (250)	400 (360)	350 (300)	800 (670)	850 (730)	1,300 (1,100)

[適用]

令和9年4月1日以後の施設の使用に係る利用料金について適用

議案第78号

小田原市生涯学習センター条例の一部を改正する条例

[改正理由]

受益と負担の適正化の観点から生涯学習センターの使用料の額を引き上げるため改正する。

[内容]

1 使用料の額の引上げ（別表関係）

施設の使用料の額を次のように引き上げることとする。（別表関係）

（ ）内の数字は、現行の金額

区 分			午前9時 ～正午	午後1時 ～午後5 時	午後6時 ～午後9 時30分	午前9時 ～午後5 時	午後1時 ～午後9 時30分	午前9時 ～午後9 時30分
本館	ホール	入 場 料 （会費） を徴収す る場合	円 15,600 (13,000)	円 20,400 (17,000)	円 20,400 (17,000)	円	円	円
		入 場 料 （会費） を徴収し ない場合	7,800 (6,500)	10,200 (8,500)	10,200 (8,500)			
	会議室等	大会議室	1,400 (1,200)	1,800 (1,500)	1,800 (1,500)	3,700 (2,700)	4,000 (3,000)	5,900 (4,200)
		第1会議室	450 (400)	600 (500)	600 (500)	1,200 (900)	1,300 (1,000)	1,900 (1,400)
		第2会議室	950 (800)	1,200 (1,000)	1,200 (1,000)	2,400 (1,800)	2,700 (2,000)	3,900 (2,800)
		第3会議室	450 (400)	600 (500)	600 (500)	1,200 (900)	1,300 (1,000)	1,900 (1,400)
		第4会議室	450 (400)	600 (500)	600 (500)	1,200 (900)	1,300 (1,000)	1,900 (1,400)

	視聴覚室	1,000 (900)	1,400 (1,200)	1,400 (1,200)	2,800 (2,100)	3,200 (2,400)	4,600 (3,300)
	和室	1,000 (900)	1,400 (1,200)	1,400 (1,200)	2,800 (2,100)	3,200 (2,400)	4,600 (3,300)
	茶室	350 (300)	450 (400)	450 (400)	950 (700)	1,000 (800)	1,500 (1,100)
	美術工芸室	1,000 (900)	1,400 (1,200)	1,400 (1,200)	2,800 (2,100)	3,200 (2,400)	4,600 (3,300)
	調理実習室	950 (800)	1,200 (1,000)	1,200 (1,000)	2,400 (1,800)	2,700 (2,000)	3,900 (2,800)
	楽屋	250 (200)	350 (300)	350 (300)	650 (500)	800 (600)	1,100 (800)
	暗室	150 (100)	150 (100)	150 (100)	300 (200)	300 (200)	450 (300)
	炉室	150 (100)	150 (100)	150 (100)	300 (200)	300 (200)	450 (300)
国府津学習館	第1会議室	450 (400)	600 (500)	600 (500)	1,200 (900)	1,300 (1,000)	1,900 (1,400)
	第2会議室	150 (100)	250 (200)	250 (200)	400 (300)	500 (400)	700 (500)
	大会議室	800 (700)	1,000 (900)	1,000 (900)	2,200 (1,600)	2,400 (1,800)	3,500 (2,500)
	実習室	150 (100)	250 (200)	250 (200)	400 (300)	500 (400)	700 (500)
	和室	250 (200)	350 (300)	350 (300)	650 (500)	800 (600)	1,100 (800)

2 その他

規定を整備することとする。

[適用]

令和9年4月1日以後の施設の使用に係る使用料について適用

議案第79号

小田原市尊徳記念館条例の一部を改正する条例

[改正理由]

受益と負担の適正化の観点から尊徳記念館の観覧料及び使用料の額を変更するため改正する。

[内容]

1 観覧料の額の引上げ（別表第1関係）

展示室の観覧料の額を次のように引き上げることとする。

（ ）内の数字は、現行の金額

区 分		金額（1人につき）
個人	15歳以上の者 （中学生を除く。）	円 250 (200)
	小学生及び中学生	150 (100)

団体	15歳以上の者 (中学生、高校生及び大学生を除く。)	200 (150)
	高校生及び大学生	150 (120)
	小学生及び中学生	100 (80)

2 使用料の額の変更（別表第2及び別表第3関係）

施設の使用料の額を次のように変更することとする。

() 内の数字は、現行の金額

区 分		午前9時 ～正午	午後1時 ～午後5 時	午後6時 ～午後9 時30分	午前9時 ～午後5 時	午後1時 ～午後9 時30分	午前9時 ～午後9 時30分
		円	円	円	円	円	円
視聴覚室		1,200 (1,000)	1,600 (1,400)	1,400 (1,200)	3,200 (2,900)	3,500 (3,100)	5,100 (4,500)
講堂		2,000 (1,700)	2,600 (2,200)	2,200 (1,900)	5,300 (4,500)	5,500 (4,800)	8,300 (7,000)
体験実習室		950 (800)	1,300 (1,100)	1,200 (1,000)	2,600 (2,300)	2,800 (2,500)	4,100 (3,700)
研修室		450 (400)	600 (500)	600 (500)	1,200 (1,000)	1,300 (1,100)	1,900 (1,600)
小研修室		250 (200)	350 (300)	350 (300)	650 (600)	800 (600)	1,100 (900)
宿泊を 伴う 場合	食堂（調理室 を含む。）	1人1泊につき2,400円（2,000）					
	宿泊室（小宿 泊室を含む。）						
宿泊を 伴わ ない 場合	食堂（調理室 を含む。）	1,200 (1,000)	1,600 (1,400)	1,400 (1,200)	3,200 (2,700)	3,500 (2,900)	5,100 (4,200)
	宿泊室	450 (400)	600 (500)	600 (500)	1,200 (1,000)	1,300 (1,100)	1,900 (1,600)
	小宿泊室	250 (200)	350 (300)	350 (300)	650 (700)	800 (700)	1,100 (1,100)

3 その他

規定を整備することとする。

[適用]

1 観覧料の額の引上げ

令和 9 年 4 月 1 日

2 上記以外

令和 9 年 4 月 1 日以後の施設の使用に係る使用料について適用

議案第 80 号

小田原文学館条例の一部を改正する条例

[改正理由]

受益と負担の適正化の観点から文学館の観覧料の額を引き上げるため改正する。

[内 容]

文学館の観覧料の額を次のように引き上げることとする。（別表関係）

（1 人につき）

区 分		改 正 後	改 正 前
個人	一般	円 3 0 0	円 2 5 0
	小学生及び中学生	1 5 0	1 0 0
団体	一般	2 0 0	1 8 0
	小学生及び中学生	1 0 0	7 0

[適 用]

令和 9 年 4 月 1 日

議案第 81 号

小田原市郷土文化館条例の一部を改正する条例

[改正理由]

受益と負担の適正化の観点から郷土文化館の使用料の額を引き上げるため改正する。

[内 容]

供用施設の使用料の額を次のように引き上げることとする。（別表関係）

（ ）内の数字は、現行の金額

区 分		午前 9 時～正午	午後 1 時～午後 4 時	午前 9 時～午後 4 時
松永記念館	和室	円 1, 2 0 0 (1, 0 0 0)	円 1, 2 0 0 (1, 0 0 0)	円 2, 8 0 0 (2, 0 0 0)
	茶室及び茶室 附属棟	1, 8 0 0 (1, 5 0 0)	1, 8 0 0 (1, 5 0 0)	4, 2 0 0 (3, 0 0 0)
	茶室附属棟	1, 2 0 0 (1, 0 0 0)	1, 2 0 0 (1, 0 0 0)	2, 8 0 0 (2, 0 0 0)
松永	茶室	1, 8 0 0 (1, 5 0 0)	1, 8 0 0 (1, 5 0 0)	4, 2 0 0 (3, 0 0 0)

記念館老樺荘	広間	1, 200 (1, 000)	1, 200 (1, 000)	2, 800 (2, 000)
	寄付及び和室	1, 200 (1, 000)	1, 200 (1, 000)	2, 800 (2, 000)

[適用]

令和9年4月1日以後の供用施設の使用に係る使用料について適用

議案第82号

小田原市体育施設条例の一部を改正する条例

[改正理由]

受益と負担の適正化の観点から城山庭球場及び城内弓道場の使用料の額並びに城山陸上競技場及び小峰庭球場の利用料金の上限額を改定する等のため改正する。

[内 容]

1 使用料及び利用料金の還付要件の追加

(1) 使用料の還付要件の追加（第10条関係）

城山庭球場又は城内弓道場の使用の許可を受けた者が、使用の日の2日前までに使用の変更又は取消しを市長に申し出て、市長が許可した場合には、使用料を還付することができることとする。

(2) 利用料金の還付要件の追加（第17条関係）

城山陸上競技場又は小峰庭球場の使用の許可を受けた者が、使用の日の2日前までに使用の変更又は取消しを指定管理者に申し出て、指定管理者が許可した場合には、利用料金を還付することができることとする。

2 使用料の額の改定

(1) 城山庭球場の使用料の額の引上げ（別表第1関係）

城山庭球場における入場料を徴収しない場合の使用料の額を次のように引き上げることとする。

（ ）内の数字は、現行の金額

使用方法	区 分		1 時 間
専用	コート1面	市民	400円（350）
		市民以外の者	800円（700）

(2) 城内弓道場の通常使用料の改定（別表第1関係）

城内弓道場における入場料を徴収しない場合の専用による使用に係る使用料の設定について、時間の区分ごとの設定から1時間ごとの設定に変更することとし、当該使用料の額及び共用による使用に係る使用料の額を次のように改定することとする。

（ ）内の数字は、現行の金額

使用方法	区 分	午前9時～午後5時	午後5時～午後9時
専用	市民	1時間につき400円	1時間につき750円

	市民以外の者	1時間につき1,200円	1時間につき2,300円
共用	市民	1人1回につき150円(120)	
	市民以外の者	1人1回につき400円(360)	

(3) 城内弓道場の使用料を前納する場合の使用料の額の引上げ(第8条関係)

使用料の前納の申出の日からその日の属する年度の末日までの間の城内弓道場の共用による使用に係る使用料を前納する場合の使用料の額を次のように引き上げることとする。

() 内の数字は、現行の金額

区 分	金 額
高校生以外の者	1人につき2,500円(2,100)
高校生	1人につき1,200円(1,000)

3 利用料金の上限額の改定

(1) 陸上競技場の利用料金の改定(別表第2関係)

城山陸上競技場の陸上競技場における入場料を徴収しない場合の専用による利用に係る利用料金の設定について、時間の区分ごとの設定から1時間ごとの設定に変更することとし、当該利用料金及び共用による利用に係る利用料金の上限額を次のように改定することとする。

() 内の数字は、現行の金額

使用方法	区 分		午前9時～午後5時	午後5時～午後9時
専用	器具又は器材を使用する場合	市民	1時間につき1,600円	
		市民以外の者	1時間につき5,000円	
	器具又は器材を使用しない場合	市民	1時間につき1,200円	1時間につき1,800円
		市民以外の者	1時間につき4,200円	1時間につき4,800円
共用	市民		1人1回につき150円(100)	
	市民以外の者		1人1回につき350円(300)	

(2) 附属施設の利用料金の改定(別表第2関係)

城山陸上競技場の附属施設における入場料を徴収しない場合の利用料金の設定について、時間の区分ごとの設定から1時間ごとの設定に変更することとし、当該利用料金の上限額を次のように改定することとする。

区 分	1 時 間
会議室	250円
トレーニングルーム	400円

(3) 小峰庭球場の利用料金の上限額の引上げ(別表第2関係)

小峰庭球場における入場料を徴収しない場合の利用料金の上限額を次のよう

に引き上げることとする。

() 内の数字は、現行の金額

使用方法	1 時 間
専用	4 0 0 円 (3 6 0)

- (4) 陸上競技場の利用料金を前納する場合の利用料金の上限額の引上げ（別表第2関係）

利用料金の前納の申出の日からその日の属する年度の末日までの間の陸上競技場の共用による使用に係る利用料金の上限額を次のように引き上げることとする。

() 内の数字は、現行の金額

区 分	金 額
高校生以外の者	1 人につき 2, 2 0 0 円 (1, 8 8 0)
高校生	1 人につき 1, 0 0 0 円 (8 8 0)

- 4 その他

規定を整備することとする。

[適 用]

- 1 使用料及び利用料金の還付要件の追加、使用料の額の改定及び利用料金の上限額の改定

令和 9 年 4 月 1 日以後の体育施設の使用に係る使用料及び利用料金について適用

- 2 上記以外
公布の日

議案第 8 3 号

小田原市病院事業の料金等に関する条例の一部を改正する条例

[改正理由]

令和 8 年度診療報酬改定により、長期収載品の処方等又は調剤に係る選定療養費の算定方法が変更されたことに伴い、小田原市病院事業における長期収載品選定療養費についてこれに応じた措置を講ずるため改正する。

[内 容]

長期収載品の薬価から当該長期収載品の後発医薬品の薬価を控除して得た価格に乗ずる割合を次のように改正することとする。（別表関係）

改 正 後	改 正 前
2 分の 1	4 分の 1

[適 用]

令和 8 年 1 0 月 1 日

令和 8 年 9 月 定 例 会 日 程 (案)

第 1 日目	9 月 1 日	火	補正予算並びにその他議案一括上程・提案説明 (一般質問通告 締切 午後 5 時)
第 2 日目	9 月 2 日	水	(休 会) (議案関連質疑通告 締切 正午)
第 3 日目	9 月 3 日	木	(休 会)
第 4 日目	9 月 4 日	金	質疑、各常任委員会付託、陳情等付託
第 5 日目	9 月 5 日	(土)	(休 会)
第 6 日目	9 月 6 日	(日)	(休 会)
第 7 日目	9 月 7 日	月	(休 会) 総務常任委員会
第 8 日目	9 月 8 日	火	(休 会) 厚生文教常任委員会
第 9 日目	9 月 9 日	水	(休 会) 建設経済常任委員会
第 10 日目	9 月 10 日	木	(休 会)
第 11 日目	9 月 11 日	金	(休 会)
第 12 日目	9 月 12 日	(土)	(休 会)
第 13 日目	9 月 13 日	(日)	(休 会)
第 14 日目	9 月 14 日	月	(休 会) (委員長報告書検討日)
第 15 日目	9 月 15 日	火	各常任委員長審査報告、採決 陳情等審査結果報告、採決 一般質問
第 16 日目	9 月 16 日	水	一般質問
第 17 日目	9 月 17 日	木	一般質問
第 18 日目	9 月 18 日	金	一般質問
第 19 日目	9 月 19 日	(土)	(休 会)
第 20 日目	9 月 20 日	(日)	(休 会)
第 21 日目	9 月 21 日	(月)	(休 会) 〔敬老の日〕
第 22 日目	9 月 22 日	(火)	(休 会) 〔国民の休日〕
第 23 日目	9 月 23 日	(水)	(休 会) 〔秋分の日〕
第 24 日目	9 月 24 日	木	一般質問 決算認定案 (一般・特別・企業) 一括上程・提案説明、質疑、決算特別委員会設置、付託 決算特別委員会 (正副委員長互選、全体説明、書類審査・一般会計)
第 25 日目	9 月 25 日	金	(休 会) 決算特別委員会 (書類審査・一般会計)
第 26 日目	9 月 26 日	(土)	(休 会)
第 27 日目	9 月 27 日	(日)	(休 会)
第 28 日目	9 月 28 日	月	(休 会) 決算特別委員会 (書類審査・一般会計・特別会計・企業会計)
第 29 日目	9 月 29 日	火	(休 会) 決算特別委員会 (現地査察) (総括質疑通告 締切 午後 3 時)
第 30 日目	9 月 30 日	水	(休 会)
第 31 日目	10 月 1 日	木	(休 会)
第 32 日目	10 月 2 日	金	(休 会) 決算特別委員会 (総括質疑、採決、とりまとめ)
第 33 日目	10 月 3 日	(土)	(休 会)
第 34 日目	10 月 4 日	(日)	(休 会)
第 35 日目	10 月 5 日	月	(休 会)
第 36 日目	10 月 6 日	火	(休 会) 決算特別委員会 (委員長報告書検討日)
第 37 日目	10 月 7 日	水	決算特別委員長報告、採決

告示 8 月 25 日 (火)

令和 8 年度 9 月補正予算（案）について

1 一般会計

(1) 補 正 額	3 2 7, 4 0 3 千円
(2) 補正後の予算額	8 0, 5 3 9, 2 5 8 千円

◎は「主な事業」と
して別紙資料に再掲

[主な内容]

- ふるさと文化基金、社会福祉基金、ふるさとみどり基金の積立て（補正予算書 2 8 ・ 3 2 頁）
- 地域介護・福祉空間等整備費補助金の計上（補正予算書 2 8 頁）
- 児童手当支給事業費の増額（補正予算書 2 8 頁）
- 介護保険事業特別会計繰出金の増額（補正予算書 2 8 頁）
- 予防接種事業費の減額（補正予算書 2 8 頁）
- 環境美化促進重点地区美化事業費の増額（補正予算書 2 8 頁）
- ごみ袋製作事業費の増額（補正予算書 2 8 頁）
- ◎農業経営収入保険加入促進事業費補助金の計上（繰越明許費の追加）（補正予算書 3 0 頁）
- 農道・用排水路維持管理事業費の増額（補正予算書 3 0 頁）
- いこいの森管理運営事業費の増額（補正予算書 3 0 頁）
- 道路維持及び交通安全施設充実事業費の増額（補正予算書 3 0 頁）
- 河川・水路維持事業費の増額（補正予算書 3 0 頁）
- ◎路線バス等移動手段確保維持対策事業費の増額（補正予算書 3 2 頁）
- こどもの森公園わんぱくらんど・辻村植物公園管理運営事業費の増額（補正予算書 3 2 頁）
- ◎学校給食事業費の増額（補正予算書 3 2 頁）
- 学校図書購入費の計上（寄附金充当）（補正予算書 3 2 頁）
- ◎旧保健福祉事務所跡地活用事業費の増額（繰越明許費の追加）（補正予算書 3 2 頁）
- ◆債務負担行為の追加
- 学校給食調理委託料（補正予算書 3 4 頁）
- ◆債務負担行為の変更
- 納税通知書封入封かん委託料（補正予算書 3 4 頁）
- パーソナルコンピュータ借上料（補正予算書 3 4 頁）

2 競輪事業特別会計

(1) 補 正 額	9, 0 0 0 千円
(2) 補正後の予算額	3 3, 3 3 9, 0 0 0 千円

[主な内容]

- 小田原競輪場走路改修事業費の増額（継続費の変更）（補正予算書 4 2 頁）

◆債務負担行為の追加

競輪開催業務等包括委託料（補正予算書45頁）

3 天守閣事業特別会計

(1) 補正額 1,237千円

(2) 補正後の予算額 212,472千円

[主な内容]

○熊本城災害復旧支援金の計上（補正予算書52頁）

4 介護保険事業特別会計

(1) 補正額 21,791千円

(2) 補正後の予算額 18,611,791千円

[主な内容]

○事務処理システム改修委託料の増額（補正予算書60頁）

5 広域消防事業特別会計

[主な内容]

◆繰越明許費の追加

消防救急車両・装備等整備事業（補正予算書18頁）

6 病院事業会計

(1) 補正額 6,570千円

(2) 補正後の予算額 29,935,155千円

[主な内容]

○市立総合医療センター建設基金の積立て（寄附金充当）（補正予算書70頁）

7 全会計合計

(1) 補正額 366,001千円

(2) 補正後の予算額 216,293,462千円

9月補正予算（案）計上の主な事業

まちづくりの目標「未来を拓く人が育ち、地域の絆が結ばれる小田原」

（事業費：18,775 千円）

事業内容

令和8年度から実施している小学校給食費の無償化について、アレルギー等の理由により給食を喫食できない児童（非喫食者）の保護者に対し、県交付金相当額を給付することで、保護者負担の軽減を図る。

また、旧保健福祉事務所跡地の暫定利用を含めた今後の活用について検討を行うため、地域住民とのワークショップや実証実験等を実施する。

◎学校給食事業費の増額 <8,775 千円>
【事業の詳細は5頁を参照】

◎旧保健福祉事務所跡地活用事業費の増額（繰越明許費の追加）<10,000 千円>
【事業の詳細は6頁を参照】

（補正予算書32頁）

まちづくりの目標「地域経済が好循環し、多彩な資源が花開く小田原」

（事業費：900 千円）

事業内容

凍害や台風、外来生物による被害など、農業者の経営努力では避けがたい予期せぬ事態に備えるため、収入保険の加入にあたり農業者が負担する保険料の一部を補助する。

◎農業経営収入保険加入促進事業費補助金の計上（繰越明許費の追加）<900 千円>
【事業の詳細は7頁を参照】

（補正予算書30頁）

まちづくりの目標「安心して暮らすことができる小田原」

(事業費：25,988千円)

事業内容

路線バスの空白時間帯等を補完する「おだチケ」実証事業について、AI オンデマンド交通の実証実験を行う前羽・下中地区、及び「おだタク」を本格運行している片浦地区を除き、令和8年12月から令和9年3月まで引き続き実施する。

◎路線バス等移動手段確保維持対策事業費の増額 <25,988千円>

【事業の詳細は8頁を参照】

(補正予算書32頁)

被災した熊本城の復興支援（熊本城災害復旧支援金）

(事業費：1,237千円)

事業内容

7月28日に発生した「令和8年熊本地震」で甚大な被害を受けた熊本城の復旧を支援するため、小田原城天守閣の入場料1日分相当を財源に寄附金を計上する。

◎熊本城災害復旧支援金の計上 <1,237千円>

【事業の詳細は9頁を参照】

(補正予算書52頁)

学校給食非喫食者支援給付事業

1 目 的

令和8年度から実施している小学校給食費の無償化について、アレルギー等の理由により学校給食を喫食できない児童（非喫食者）の保護者に対し、県交付金相当額を給付することで、保護者負担の軽減を図る。

2 対象者

次の条件を全て満たす児童の保護者を対象とする。

(1) 市立小学校に就学の実態がある。

(2) 「食物アレルギー、乳糖不耐症、傷病等のため」、「不登校のため」、「宗教上もしくは信仰等の理由のため」学校給食を喫食できない。

(3) 1月以上の継続した期間で喫食できない。

※ 給付額は月額単価×月数で算出することとし、月の全ての期間で非喫食であった場合のみ対象とする。ただし、夏休みの8月は除く。

3 予算額

8,775千円

4 財 源

市町村学校給食費軽減交付金（県10/10）

問い合わせ先 教育部保健給食課給食係 電話 33-1694

旧保健福祉事務所跡地利活用に係る整備方針等検討事業

1 目的・概要

旧保健福祉事務所跡地について、取得目的である文化・生涯学習施設用地としてだけでなく、地域の課題解決や観光交流促進など多面的な効果を生み出す利活用を図るため、整備・活用の方針を具体化する。

2 事業内容

(1) 基礎調査

地域住民との協働により、地域の課題を整理するとともに、西海子小路周辺地区の生活環境を調査する。

(2) 実証実験等

基礎調査での地域ニーズを参考にしながら、跡地利活用に係る設備を仮設し、将来的な利活用に向けた実証を行う。

(3) 報告書作成

基礎調査、実証実験等の結果から、利活用等のあり方を分析し、報告書を作成する。

3 予算額

10,000 千円（繰越明許費設定）

4 財 源

観光振興事業費補助金（国 10/10）

5 スケジュール

令和 8 年 11 月	事業者選定プロポーザル
12 月	契約締結
令和 9 年 1～3 月	実証実験等の内容調整
4 月～	実証実験等の実施
令和 10 年 2～3 月	調査結果取りまとめ、評価・分析

問い合わせ先
文化部図書館管理係
電話 49－7801

農業経営収入保険加入促進事業 (農業経営収入保険加入促進事業費補助金)

1 目 的

凍害や台風による土砂被害、夏の高温の影響、外来生物による被害など、経営努力では避けがたい予期せぬ事態が発生していることから、令和9年以降の被害に備えるため、農業経営の収入保険の加入を促し、農業者の経営安定を目指す。

2 農業経営の収入保険について

全ての農産物を対象に、自然災害による収穫量の減少や価格低下だけでなく、農業者の経営努力では避けられない収入減少を広く補償する制度。

3 事業概要

収入保険の加入に当たり、農業者が負担する保険料の一部を補助する。

(1) 対 象 者：青色申告を行っている、市内に住所及び農地を有する農業者。

(2) 対 象 経 費：保険料。なお、積立金及び付加保険料（事務費）は対象外。

(3) 補 助 額：保険料の1/2。ただし、補助上限30千円。

(4) 事業実施期間：令和9年度から令和12年度（予定）まで。

(5) そ の 他：事業実施期間内に1農業者1回のみ申請可能とする。

4 予算額

900千円（繰越明許費設定）

(内訳)

補助上限30千円×30農業者

5 スケジュール案

令和8年9月～10月

収入保険加入に向けた説明会

令和9年1月

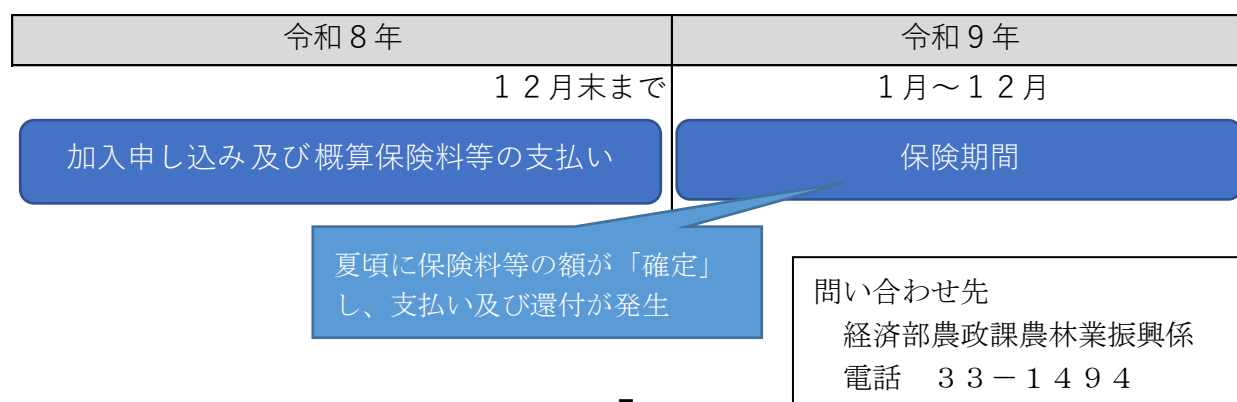
令和9年保険期間の加入者へ連絡

令和9年9月～

交付申請受付及び交付決定

6 その他

※収入保険の加入申し込みと保険料等支払いスケジュール例



路線バス等移動手段確保維持対策事業 (路線バスの空白時間帯等を補完する実証事業)

1 目 的

日中に路線バスの運行していない空白時間帯が生じている地域や、駅・バス停から離れている地域において、対象地区を見直したうえで、引き続き「おだチケ」実証事業を実施する。

2 事業概要

対象地区在住の 70 歳以上の運転免許証非保有者等を対象に、共通助成券（2,400 円／月相当）を配付し、タクシー・路線バスの利用状況について検証を行う。

	第 6 弾 (R8. 4～R8. 11)	第 7 弾 (R8. 12～R9. 3)
対象地区	曾我、下曾我、国府津、 ※前羽、下中、片浦、 豊川、上府中、桜井	曾我、下曾我、国府津、 豊川、上府中、桜井
対象者	① 70 歳以上・運転免許証非保有者 ②妊婦	
利用できる バス事業者・ 路線	富士急モビリティ（小田原市内のバス停での乗車又は降車で利用可）	
	箱根登山バス（小田原市内のバス停での乗車及び降車で利用可）	
	神奈川中央交通（国府津駅を発着する 路線で利用可）	—
助成金額	19,200 円（8 カ月分）	9,600 円（4 カ月分）

※ 前羽、下中地区は AI オンデマンド交通の実証実験を行うため、片浦地区は「おだタク」を本格運行しているため、それぞれ第 7 弾対象地区から除外している。

3 予算額

25,988 千円

4 財 源

高齢者の免許返納の促進に向けた地方公共団体による対策の効果実証調査支援金（支援率 8/10）15,000 千円

物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金（国 10/10）7,238 千円

問い合わせ先
都市部地域交通課地域交通係
電話 33-1405

熊本城災害復旧支援金

1 目的・概要

令和8年7月28日の「令和8年熊本地震」の発生により、石垣の崩落や建造物の一部損傷など大きな被害を受けた熊本城に対する復旧支援として、対象日の小田原城天守閣の入館料相当額を本市と（一社）小田原市観光協会とで半額ずつ負担し、熊本市に寄附をする。

熊本城とは、小田原藩主・小田原城主であった稲葉正勝と、肥後藩主・熊本城主であった細川忠利が縁戚関係にあり親密な間柄であったことや、寛永の大地震で被害を受けた小田原藩に見舞いがあった歴史があるほか、小田原城天守閣、熊本城天守閣はともに同じ人物（藤岡通夫氏）により設計され、昭和35年（1960年）にそれぞれ復興された縁がある。

2 内 容

（1）対象日

令和8年8月14日（金）

※8月8日（土）～16日（日）のうち、入館料額がもっとも多かった日

（2）対象日の天守閣入館者数と入館料額

入館者数 3,071 人

入館料額 2,472,370 円

（3）寄附額

1,236,185 円（（一社）小田原市観光協会と合わせて 2,472,370 円）

3 予算額

1,237 千円

4 参 考

8月11日（火）に設けた「熊本県民応援デー」の小田原城天守閣入場料相当額（2,469,410 円）については、本市と（一社）小田原市観光協会とで半額ずつ負担し、熊本県に寄附を行う手続きを進めている（8月25日振込予定）。なお、これに伴う補正予算については、8月12日付で専決処分を行った。

問い合わせ先

小田原城総合管理事務所計画係

電話 23-1373

環境再生プロジェクトについて

1 概要

環境再生プロジェクトは、森里川海オールインワンの豊かな自然環境を守り継承していくため、気候変動や管理の担い手不足により荒廃が進み、遊休空間となっている市内の里山・山林・水辺等について、市民をはじめ多様な主体との協働により、新たな担い手や交流人口の増加につながる体制を築きながら、自然環境の保全と活用を推進していく事業です。

本プロジェクトは、多様な主体が協働し取り組む「ネイチャーポジティブ」の実現に向けた取り組みの一つになります。

2 モデル地区と実証事業の開始について

令和 8 年 8 月から次のとおり、国府津・東富水・早川の 3 つのモデル地区において取り組みを開始します。

令和 8 年度から令和 9 年度までの 2 年間を実証事業の期間とし、市と各モデル地区の実施主体が連携し、環境再生に係る取り組み（環境再生活動）を広く波及させていくための事業スキームや、多様な主体との協働による取り組み方法を検討します。

3 モデル地区ごとの環境再生活動について

各モデル地区の実施主体が中心となり、地域の特性を踏まえながら取り組み内容を考え、実証事業として実施します。

（1）国府津地区

ア 実施主体

ヤッホー国府津村役場

イ 取り組みテーマ

「ヤッホーの愉快的な山しごと」

国府津地区の里山を地域住民の手で、誰もが利用できる憩いの場の創出

ウ 取り組み内容

- (ア) 地域の人たちが自然と親しみ、憩える場づくり
- (イ) 国府津地区の特産品・みかんの木を植え、保育園や子ども会等の地域の子どもたちが「みかん狩り」を通じてみかんに触れ合う機会の創出
- (ウ) ハーブや野菜等を栽培し、国府津地区の新たな特産品を生み出す場づくり
- (エ) 山の恵みを活用したイベントを通じて、地域の人やこどもが山や自然に触れ合う機会の創出

エ 取り組み場所



※縮尺 1/5000

(2) 東富水地区

ア 実施主体

Waders (ウェイダーズ)

イ 取り組みテーマ

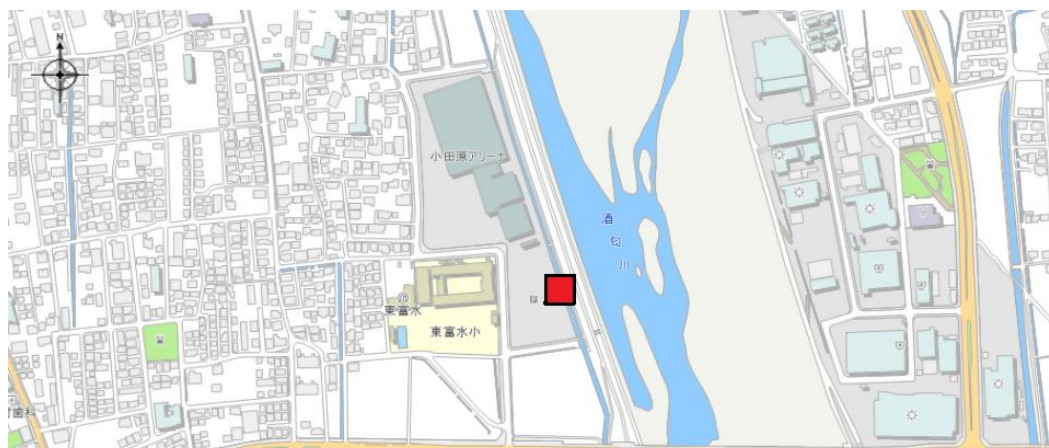
「しぜんとつながるプロジェクト」

地域の小川を再生し、人と自然がより豊かに関わり合える環境や、自然に触れ、学べる環境の創出

ウ 取り組み内容

- (ア) 地域の人たちが散歩途中に一休みしたり、自然と親しみながら憩える場づくり
- (イ) 地域の子どもたちが川で遊び、生き物を観察できる場づくり
- (ウ) 四季の風景を楽しめる場づくり

エ 取り組み場所



※縮尺 1/5000

(3) 早川地区

ア 実施主体

シニアネットワークおだわら&あしがら (SNOA)

イ 取り組みテーマ

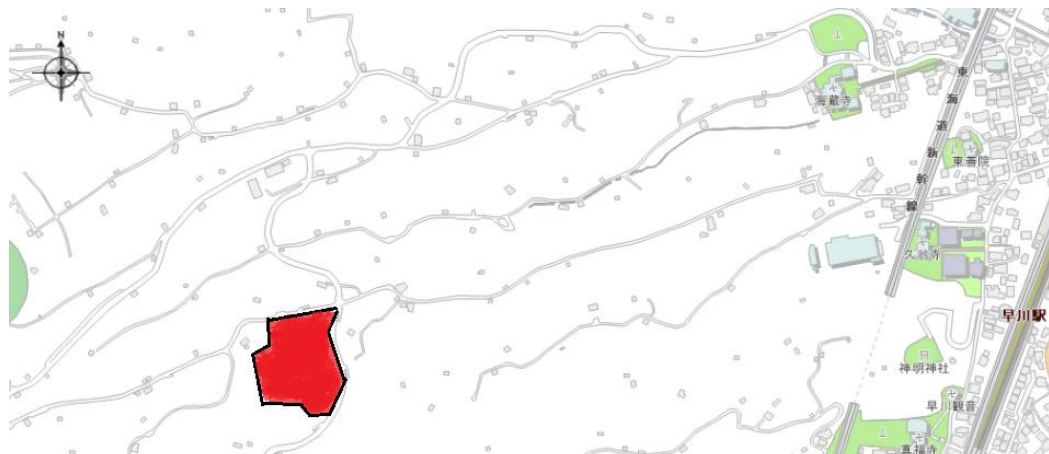
「未来につなぐ、農に人が集う場所へ」

耕作放棄地を再生し、農・自然・人との触れ合いを通じて、地域の人や訪れる人が集い、交流できる、持続可能な新しい「農」と「食」の場の創出

ウ 取り組み内容

- (ア) みかんをはじめとする柑橘類やハーブの植栽
- (イ) 「農」を身近に感じられる植栽や収穫、草刈り等の各種体験
- (ウ) 豊かな自然を生かした観光・交流拠点の創出

エ 取り組み場所



※縮尺 1/5000

4 事業スケジュールについて

令和 8 年 8 月～ 各モデル地区において環境再生活動を開始（実証事業）

令和 9 年 4 月～ 各モデル地区において環境再生活動を継続（実証事業）

令和10年 3 月 実証事業結果の取りまとめ